

平成 27 年 12 月 24 日

各 位

会社名 株式会社 大森屋
代表者名 代表取締役社長 稲野龍平
(コード: 2917 東証 JASDAQ)
問合せ先 総務部長 藤原正信
(電話 06-6464-1198)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 27 年 12 月 18 日開催の定時株主総会において下記の通り定款の一部変更が可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役および監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定により、定款第 21 条（取締役の責任限定契約）および第 31 条（監査役の責任限定契約）の規定を新設するものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 後 |
|---------------------------|--|
| 第 1 条～第20条 (条文省略) (新設) | 第 1 条～第20条 (現行どおり) <u>(取締役の責任限定契約)</u> 第21条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に同法第423条第1項の責任につき、 <u>善意でかつ重大な過失がない場合は、その責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。</u> |
| 第21条～第29条 (条文省略) (新設) | 第22条～第30条 (現行どおり) <u>(監査役の責任限定契約)</u> 第31条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、その責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。</u> |
| 第30条～第37条 (条文省略) | 第32条～第39条 (現行どおり) |

3. 日程

株主総会開催日 平成 27 年 12 月 18 日 (金)

定款変更の効力日 平成 27 年 12 月 18 日 (金)

以 上